

議案第35号

天理市グラウンド・ゴルフ場条例の制定について

天理市グラウンド・ゴルフ場条例を次のように制定しようとする。

平成19年6月7日提出

天理市長 南 佳 策

天理市グラウンド・ゴルフ場条例

(設置)

第1条 本市におけるスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、もって市民の健康の保持及び増進に資するため、グラウンド・ゴルフ場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 グラウンド・ゴルフ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
天理市グラウンド・ゴルフ場	天理市杉本町150番地

(管理及び運営)

第3条 グラウンド・ゴルフ場の管理及び運営は、天理市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う。

(使用許可)

第4条 グラウンド・ゴルフ場を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

(許可の制限)

第5条 教育委員会は、グラウンド・ゴルフ場の使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを許可しない。

- (1) 政治的又は宗教的活動が目的であるとき。
- (2) 営利を目的とするとき。
- (3) 施設、設備等に損害の生ずるおそれがあるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他不適当と認めるとき。

(使用料)

第6条 第4条の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を使用許可を受けた際に全額納付しなければならない。  
(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第8条 教育委員会は、必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(使用許可の取消し等)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、グラウンド・ゴルフ場の使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は指示に従わないとき。

(2) その他管理上不適当と認めるとき。

2 教育委員会は、前項の規定によりグラウンド・ゴルフ場の使用許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止した場合において、使用者が損害を受けることがあっても、これに対し賠償の責めを負わない。

(目的外使用等の禁止)

第10条 使用者は、許可を受けた目的以外にグラウンド・ゴルフ場を使用し、又はその権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備)

第11条 グラウンド・ゴルフ場を使用しようとする者は、その使用に当たり特別の設備をしようとするときは、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 特別の設備に係る許可の制限等については、グラウンド・ゴルフ場の使用許可の制限等の例による。

(原状回復)

第12条 使用者は、使用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により使用許可の取消し等があったときは、直ちに使用場所を原状に回復しなければな

らない。

(損害賠償等)

第13条 グラウンド・ゴルフ場の施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

2 教育委員会は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであると認めるときは、その原状回復義務又は賠償責任の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

別表（第6条関係）

グラウンド・ゴルフ場使用料

区分		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
個人使用	高校生以下及び65歳以上	200円	200円	350円
	一般	400円	400円	700円
貸切使用		6,000円	6,000円	10,500円

備考 市外に住所を有する者（市内在勤・在学者を除く。）が使用する場合における使用料は、当該使用料の2倍相当額とする。

用具使用料

品名	単位	使用料
クラブ	1本	100円
ボール	1個	50円